

第十九回国参議院水産委員会會議録第十四号

(三五五)

昭和二十九年三月二十二日(月曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員 野田 俊作君
木下 源吾君
菊田 七平君

政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君
厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
環境衛生部長 林 達磨君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
常任委員 林 達磨君
常任委員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政部長 立川 宗保君
水産庁生産部長 永野 正二君
海上保安庁警備部長 砂本 周一君

中央気象台予報部予報課長 伊藤 博君

本日の會議に付した事件
○水産政策に関する調査の件
(漁船の安全操業に関する件)
(水産業協同組合法関係省令に関する件)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員会を開会いたします。

第十部 水産委員会會議録第十四号

昭和二十九年三月二十二日【参議院】

今日は議題の第一、漁船の安全操業に関する件を議題に供します。先般本會議の關係で、ビキニ環礁の水爆の問題につきましては、一応政府委員会から状況報告を受けただけで、質疑は殆んどいたしておりましたので、今日はこれから質疑に移りたいと思います。只今外務政務次官の小瀧さん、それから水産庁は永野生産部長、海上保安庁は警備部長砂本周一君が見えられております。只今から質疑のあらわれるかたは順次御発言を願います。

○秋山俊一郎君 外務政務次官にお尋ねいたしますが、新聞でも外務大臣の御意見が出ておったようでありますけれども、我々が非常に疑問とします点は、いわゆる公海という中に、非常に広範囲にわたる公海において非常に危険を伴うところの仕事を或る一國がされる、それによつてその辺を航行するもの及び漁業をするものが非常に制約を受ける、而もそれが相当長期に亘つてやられる、継続的のものが半年続くとか、或いはそれが何年間も続くとかいうようなことは、これは一体どういふことに基いて行われるものか、戦時ならば止むを得ないが、平時に於いてそういうようなことを、制限ではないかも知れんけれども、制限と同じような状態になる生命の危険、財産の危険を生ずるような行動ですが、そういうことは国際公法上といえますが、許されるものであるか、やつても差支えなものであるか、又やるとすればどう

七日の告示でこの区域を拡大してビキニ島附近もこれに含まれるということになつたわけでありまして、で、この危険区域の法律的な性質というものは、「国際法学者で議論はあるようでありまして、少なくとも外務省といふものは、少なくともこの危険区域といふものはその附近にあるところの人命、財産に危害を及ぼすことを避けるためにとつた措置であつて、一種の予備的な警告である」といふように考えております。従いましてこの警告の第一歩だけでは不十分であるといふような場合には、或いは一部新聞でも報道されておりますように、B二九を飛ばして、或いは無線を使つてこれに警告を与えようといふことも必要になつて来るであらうと思ふが、少くともこの危険区域といふものはそういう危険の発生するのを予防する、そのために設けられた地域であつて、ここへは絶対に入つてはならない、そうしてそれに対してこちらが入らないような措置をとる義務を負つておるものでもないわけでありまして、ただ生命、財産の危険を少くするために自発的にここへ入らないようにする。日本側としてそういう通報を受けた以上、日本人の生命、財産の保護のためにこれを事実上危険な区域としてここへ入つて行くことを遠慮するといふ措置をとつておるのであるといふと、直接法律的な關係のものではなくして、事実上の關係であるといふように考えておる次第であります。

○秋山俊一郎君 どうもはつきりわからないのですが、例えば公海に持つて行つて浮遊機雷とか或いは機械水雷のやうなものをやたらとどこにであつちこつちやつておつて、これは機械水雷のあれをやつておるから危いぞといふことを随所にやつても差支えないものか。丁度このビキニ環礁、あの辺は委任統治の、信託統治なんかの領土でありまして、併しそれはその島或いはその周辺の領海に属する範圍のものであつて、今度聞くとどこによりまして、又非常に広範囲な危険区域を通告して来たといふようなことも言われておりますが、それなつてだん／＼拡がつて来ますといふと、一番影響を受けておるものはその附近におる人民であり、殊に日本のように漁船が非常に広範囲に亘つて操業しておるものは、たとえそこで漁業をしないまでも、或る一定の漁場へ行くためには非常に迂回をしなければならぬ。そのために経費も非常に多くなる。又その漁場には全然行けない。成るほどそれは行つたつて差支えない、死ぬまでの話だと言えども、それまでも、そういうつたようなことをどここの國でも勝手にやるといふことに私は非常に疑問がある。それはひとり日本が疑問視するのみでなく世界各國のものが一体疑問視しないのであるか、そういう何か慣例があるのか、その点を伺いたいです。そうしないと今度そういう制約がどん／＼来たときに日本の漁業者といふものは八方塞がりになつてしまふ、極端に言え

ば。又經濟上からも非常に損失を受けなければならぬことになるので、今後外交的に折衝する上においても、そういう根拠が何か確立していなければ話にならない。その点如何ですか。

○政府委員(小瀧彬君) お説の通りであります。例えば旧南洋諸島地区に對して絶対權を持つてゐるにいたしましても、そこで行われる実験のために太平洋全域が使えなくなるというようなことになるれば、これは勿論そういうことは許すべきでない。これこそ國際的、或いはその他の折衝によつて當然阻止する措置がとられなければならぬと考へます。それから今度の拡大された危険区域というものも相当広いようでありまして、これがどれだけ漁業に影響を与えるかは水産庁から御答弁があると思ひますけれども、そういう区域がだん／＼拡大されるということになれば、たとへその実験を行うところの領土に對しては絶対權を持つておるにしても、それが及ぼす國際的影響というものは非常に重大なものでありますから、当然日本としてもこれに對して異議を申立て、或いは場合によつては補償の要求をするということも考へなければならぬわけでありまして、ただ現在の問題といたしましては、この前のビキニ、あの原爆実験に伴うところの損害、日本に与えた非常な被害というものを如何に処分するかという問題と、今後こういうことが再発しないように如何なる予防措置をとるべきか、この二つを外務省としては当然取上げなければならぬわけでありまして、ところで、この第一の問題も勿論事實をよく調査することも必要であり

ますが、殊にこの第二の点、今後の問題を考へます上に、果してどういふ試験を行つたのか、又向うが如何なる、ただ印險区域を設けたというだけで事足りてゐるのか、その後の警戒も或いは不十分であるかも知れないが、どのような措置をとつていたのか、又今度の実験によつて直接だけでなく間接被害はどの程度のものであるかというような点を詳細調べた上で、そうした今度の措置を十分慎重に検討して、こうしたことがないようになり、又日本の漁業にできるだけ被害を少なくするような策を考へて先方と交渉しなければならぬと思ひますので、今そういう具体的な点はまだ決定いたしておりませんけれども、この事實がわかり次第、そうした今お話しやつたような趣旨をも十分体しまして對米交渉をしなければならぬと考へておる次第でございます。

○委員長(森崎隆君) ちよつとお諮りいたします。途中で恐れ入りますが、実は今太平洋漁業對策本部の副部長さんの菅野進君が参りまして、この制限区域の拡大という問題と「かつお」、「まぐろ」漁業との影響問題について陳情に参つておられますので、併せてこれを先に陳情を受けて今の質疑を続行したらいと思ひますが、如何でございますか。丁度、それに関連しまして実は予算委員會のほうで三十分を限つて小瀧政務次官に来てもらいたいということがありますので、併せて、必ず三十分後には参りますから……

○千田正君 議事進行について、そうしますと、あれですか、外務政務次官は今ちよつと三十分くらいここを外さなければならぬと、それから陳情を受ける、というわけですか。小瀧政務次官、伺いますが、三十分以内に帰られますか。

○政府委員(小瀧彬君) これは永井純一郎さんから質問してゐるようです。それが答へば……最初に外務省に質問があるわけですが。

○千田正君 今日あなたとつくり一つ話をしようと思つてゐるのです。外務大臣はうまく外して逃げてばかりいるから、あなたに一つ女房役でしつかり話してもらいたいと思ひますが、間違ひなく来るということであれは……

○委員長(森崎隆君) 実は、委員長としましては菅野進君の陳情を受けて質問をしたほうがいいという、これが主でございます。丁度そこへ予算委員會のほうから話が参つたものから、大体陳情が三十分くらいになるから、三十分というところをはつきり確認した上で帰つてもらうからというところで、これが從になつたわけでございます。○秋山俊一郎君 どうもこの間も質問しておつたら、腰を途中で折られてしまった。質問は途中で腰を折られてしまふといけません。今後その点十分一つ委員長において……

○委員長(森崎隆君) 連記を始めて下さい。それでは質疑を継続いたします。○秋山俊一郎君 水産庁にお伺ひいたしますが、今回の第五福竜丸によつて引起された放射能によるいろいろな影響が出て来ているはずですが、第五福竜丸による損害及びこれによつて生じた、例えば魚の値下りによつて生じた問題、或いはこの売行きが停止された、或いは非常に売れなくなつて、処理に困つたといったような場合の損害、そういうたようなものは現在調査はしておられると思ひますが、今後この損害の集計というものを出来るような御用意をしておられますか。

○説明員(永野正二君) お答え申し上げます。今回の三月の一日の爆発実験によりまして、第五福竜丸が原子放射能の灰をかぶり、そのために乗組員の身体及び船、漁獲物等に損害を受けたことは勿論でございます。我々といたしましてはこの直接の損害について勿論調査を進めておるわけでございます。ただこの問題の關聯的な日本の漁業界なり、或いは魚の取扱業者或いは魚市場、或いは小売商というふうな、各方面に勿論有形的、無形の損害があるが、それらにつきましては今後どういふ取扱にするかというところは、今後私どもといたしましては政府内部で十分に協議をした上でこれは取扱つて参らなければならぬと、こう考へておるのでございます。

ところが一番この根本的な問題といひまして、あの方面で原子爆発の実験をやりますことが、一体あの方面に棲んでおる魚にどういふ影響があるのかという問題が根本にあるのでございまして、これも勿論爆発の実験の内容によりましていろいろ異なるわけでございますが、例えば水中で爆発させればどうか、空中で爆発させればどうかというふうな、いろいろその影響は異なつて来るはずでございます。これらについての基礎的な条件というものが明らかになりません限りは、なか／＼この問題の最後の計算ということとはむずかしい問題であるだろうと、こう考へておるのでございます。併しそれはそれといたしまして、当面第五福竜丸事件及びこれに關連いたしました、例えば魚の流通に對して生じた混乱という問題は、当然私もとしては調査をいたさなければならぬというところで、その点につきましては關係の主な消費市場等にも照会を出しまして調査の資料を目下集めておる段階でございます。

○秋山俊一郎君 現在でも遠洋から入つて来ます漁船は殆んど毎日のようにあると思ふのですが、これらの入つて来る船に對してガイガ計數管等について検査をして、安全なものに對しては検印を押しておるといふようなことが新聞に出てゐましたが、いづれにしても入つて来る船が相當の漁獲物を持つて入つて来る、その魚が現在はこの問題が起る以前から見ますといふと相當値下りをしておるのではないかと言われております。その値下りは現在もなお続いておりますのであります。一時的な現象であつたか。若し続いておりますとすれば現在のどのくらいの値下りを見ておるか、おわかりでございませんでしうか。

○説明員(永野正二君) 私ここに今持

つておりますのは東京市場におきます入荷量と価格の材料でございますが、東京市場におきます建値はこの事件が公になりましてからやはり大物類については相当顕著な影響を示しておりますのでございます。又一番極端な日は十九日の日でございますが、この日には殆んど値が立たなかつたという様な状態になっております。御参考までに十五日における高値、安値を申し上げますと、普通の「まぐろ」は高値が二千五百円、一貫目当りでございまして、安値で二千円程度のものでございまして、これが十八日には高値が二千四百円、安値が千四百円、それから十九日には先ほど申し上げましたように値段が立たなかつた、こういうことになっております。それから南方の「きはだ」でございますが、この「きはだ」につきましては近海物と南方物と別な相場が立つておるようでありまして、南方の「きはだ」については十五日の高値が八百円、安値が四百円であつたものが、十八日には高値が六百八十円、安値が二百四十円、それから二十日になりますと更に値下りを見まして、二十日の相場は高値が三百五十円、安値が二百五十円という様な顕著な値下りをしておるようであります。「びんちよう」につきましては割合にこの値下りが目立たないのでございしますが、それでも十五日の高値が五百九十円、安値が四百五十円程度であつたものが、二十日の日には高値が同じく五百九十円、安値が百八十円という様な値段も出ております。それから「さめ」につきましてはこれは「むきざめ」の相場でございますが、十五日の高値が三百八十円、安値が三百三十円

程度であつたものが、十八日の相場で見ますと、高値が二百四十円、安値が百五十円、更に十九日の相場は高値が百七十円、安値が百五十円というふうなことは顕著な値下りをしておるようでございます。この大物類が最も顕著な例でございますが、やはりこれに伴つて他の魚種、或いは加工された品物というものにつきましても影響が出ておるのでございまして、こういう影響は今後どういふふうになるかというところが非常に大きな問題でございまして、私どもといたしましては、差当りこの魚の消費に対する不安をできるだけ払拭しなければならぬということ、私は最初からこの点について非常に心配をいたしておつたのであります。そこで問題の第五福龍丸の漁獲物につきましては、早速その日のうちから手配をいたしまして、これが行先をトレースいたしましたして、これを消費者の手に渡らないようにできるだけの措置をいたしたいと思ひまして、極力手を尽したのでございます。その結果、この福龍丸が持つて参りました約二千三百貫の荷物のうち、殆んど大部分は消費者に食べられるという前に押えることができたやうな次第でございまして、併しなからこの問題が非常に又はなやかに報道されておりますので、一般には魚全体が非常に放射能による危険性があるかのごとき印象を与えておりますので、差当りこの不安をできるだけ一掃したいという趣旨で厚生省と相談をいたしまして、この問題になる「まぐろ」につきましては大体南方方面から帰つて来る船を一ぱいごと押えまして、その魚の衛生検査を施行する

という手を打つたのでございます。現在まで福龍丸以外の船の漁獲物で身体に害のある程度の放射能を持つたというやうなものを見当つておりません。今後とも恐らく私どもは同様であらうと思ひますが、こういう点ももう少し消費者のほうにも実態がだんだん明らかになつて参りますならば、その影響は防ぎ止めると思つておるのでございまして、それまでの間相当いゝな問題が起つておるといふことはよく承知いたしております。

○秋山俊一郎君 この福龍丸の「まぐろ」が一部……一部と言つてまああちらこちらへ散らばつたやうですが、それを取返したとか、或いは東京の魚河岸なんかではそれを埋めてしまつたとかいふやうな……な措置を講じたやうであります。この「まぐろ」を扱つた人たちが何らかの影響を受けた事実があるか、一部食べられたものもあつたといふことですが、これを食つた者はどうかなつたか、体の影響を受けたといふやうな事例がございしますか。

○説明員(永野正二君) 福龍丸の漁獲物のうち、殆んど大部分は消費者の口に入らないで済んだといふことは今申し上げた通りでございしますが、その後具体的にこれを食べました人がどこにおられるか、それに対する放射能の影響があつたかどうかといふ点につきましては、これは厚生省のほうでお調べになつておるわけでございしますが、私どもが現在までこの食べた魚によつて具体的にどういふ病状が起きたといふやうな例はあつたといふことを聞いておりません。

でございますが、このときも或る程度注意をいたしまして、例えば着ておつた被服等について事後に検査をして、非常に強い放射能があつたといふやうなものは、これを廃棄するといふやうな手をつけておるようでございます。これに基いて具体的に人体に被害があつたといふやうな事例は聞いておりません。

○秋山俊一郎君 福龍丸はどこか、焼津の港に繋いであるとかいふことでありますが、それはどういふやうな処置をして現在保管してありますか。

○説明員(永野正二君) 焼津港の中に一般の迷惑にならないやうなところに繋留しておきまして、これに普通の人が立入らないやうに立札を立てて措置いたしておるわけでございします。この船の中に長時間おるといふことは、或る程度被害があるのじやないかといふやうな試験も結果が出ておりますので、そういう措置をとつておるわけであります。

○秋山俊一郎君 それはその港の中に繋いでおいても別に……、それに灰をかぶつたとか何とかがいふことであります。そういうものの散乱等によつて周囲に害を及ぼすといふやうなことはないでございしますか。

○説明員(永野正二君) 放射能の害は、これは細菌による病氣とは異なりまして、直接その放射線、ベータ線とかガンマ線とか、その線を長時間継続的に當てることによつて身体的には被害が生ずるわけでございします。で、そういう措置をとつておりますれば、次第にこの福龍丸の船体自体の放射能の強さといふものは減じて行くはずでございしますので、そういう方法で

以てほかの人に、人体に害を及ぼすといふことはないと……に考えております。

○千田正君 関連して……、どうも今の永野部長さんのお話は、それはちよつと研究が薄いんじゃないかな。というのは、今度投せられた爆弾の種類はまだ決定しておらないけれども、少くとも最低十二時間、二十二日間、三十日、ユバルト爆弾の放射能に至つては二十年の長きに亘つて、そのうちにおけるところの細胞組織の破壊がその当時現われないとしても、二十年の間において出て来る場合がある。そういう点を言われておるのであつて、今現在身体に被害がないと言つても、何日かの間には、或いは何か月かのあとに出るという……に対しては、確証を以てそういうことは言えないのじやないですか。その点はどうか。

○説明員(永野正二君) その点は可能性の問題としては只今千田委員のおつしやつた通りでございまして、放射能がどういふスピードで以て養へて行くかといふことは、その放射能の持つております原子によつて異なるわけでございします。現在福龍丸が帯びております灰の放射能といふものが、どういふ性質のものかといふことは、最後のに究明し尽されておるわけでは私はないと思ひます。併し一応厚生省その他衛生のほうの専門のかたへ、が見まして、その程度の処置でよろしい、こういうことになつておりますので、私そういうふうに御説明申し上げた次第でございします。

○秋山俊一郎君 この、今私伺いたいと思つたのですが、これはどちらに伺つたらいいか、放射能の効力が、種類

によつても違ひまいしうが、一体永く続くものだとするならば、これは又いふ／＼な対策も非常にむづかしいのであります。これは恐らく水産庁におきまして一応考えられておられると思いますが、他の政府委員から伺うこと

○秋山俊一郎君 正式でなくして、略式にでも何か言つて来たことはあります。○説明員(永野正二君) 聞いておりません。

○説明員(永野正二君) この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響というところも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというふうなものではないかということについて慎重な措置が必要であらうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございまして、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということ

○政府委員(小瀧彬君) 情報といたしましては、ロサンゼルス港の領事館におきまして日本の総領事から、これまでの契約を破棄するようなことはしないが、その事件があつて後の製品については考え直さなければならぬというふうな意思を表示している会社があるという電報が参つております。そのほかには、多少この問題が新聞に出てから、そうした不安がただよつていけるけれども、現実の問題として契約を取消すというふうなものについては、領事館でこれまで取調べたところでは、申出のあるのはないということでございます。

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員(永野正二君) 正式に何も言つて来たという事は聞いておりません。

○説明員(永野正二君) この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響というところも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというふうなものではないかということについて慎重な措置が必要であらうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございまして、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということ

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員(永野正二君) 正式に何も言つて来たという事は聞いておりません。

○説明員(永野正二君) この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響というところも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというふうなものではないかということについて慎重な措置が必要であらうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございまして、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということ

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員(永野正二君) 正式に何も言つて来たという事は聞いておりません。

○説明員(永野正二君) この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響というところも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというふうなものではないかということについて慎重な措置が必要であらうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございまして、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということ

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員(永野正二君) 正式に何も言つて来たという事は聞いておりません。

○説明員(永野正二君) この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響というところも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというふうなものではないかということについて慎重な措置が必要であらうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございまして、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということ

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

○説明員(永野正二君) 正式に何も言つて来たという事は聞いておりません。

○説明員(永野正二君) この「まぐろ」の対外的な関係の悪影響というところも、私どもが非常に心配をしておつた一つの問題であるのでございます。在外公館等から、相当この事件が大きく報道せられておるから、この問題の取扱について、殊に人体に害があるというふうなものではないかということについて慎重な措置が必要であらうという意見が参つております。それに、私どもとしても当然それは予想した問題でございまして、輸出される段階におきまして、罐詰及び冷凍の「まぐろ」の製品につきまして、衛生検査を施行いたしまして、無害であるということ

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

あるものでしょうか。その点を伺いたしたいと思います。

○政府委員(小瀧彬君) この問題につきましてはすでにアメリカのほうで十分協力して治療にも当り、又調査にも当るといふようなことを言つておりますし、又そういう事実が確立されたならば、公正なる補償もするといふようなことを言つておりますので、権利とか義務とかいふものを離れて公正なる解決をしなければならぬと存じます。目下その事実について調査が進められておるといふ段階であります。具体的にどういふ要求をするかといふことについては、こちらの調査もまだ十分進んでおりませんので申上げかねますが、今おつしやいましたような将来に対する想定し得る被害という

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

今日日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がこのような状態になつて参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういうたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならぬといつたようなことによる値下りその他の問題も考へますといふと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならぬのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害はかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりまして、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他國の人たちに大きな損害を与えたるものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれで済む権利があるのじやないか、若し立場を要して他國であつたならば日本

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

今日日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がこのような状態になつて参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういうたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならぬといつたようなことによる値下りその他の問題も考へますといふと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならぬのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害はかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりまして、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他國の人たちに大きな損害を与えたるものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれで済む権利があるのじやないか、若し立場を要して他國であつたならば日本

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

今日日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がこのような状態になつて参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういうたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならぬといつたようなことによる値下りその他の問題も考へますといふと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならぬのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害はかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりまして、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他國の人たちに大きな損害を与えたるものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれで済む権利があるのじやないか、若し立場を要して他國であつたならば日本

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

今日日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がこのような状態になつて参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういうたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならぬといつたようなことによる値下りその他の問題も考へますといふと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならぬのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害はかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりまして、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他國の人たちに大きな損害を与えたるものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれで済む権利があるのじやないか、若し立場を要して他國であつたならば日本

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

今日日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がこのような状態になつて参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういうたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならぬといつたようなことによる値下りその他の問題も考へますといふと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならぬのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害はかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりまして、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他國の人たちに大きな損害を与えたるものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれで済む権利があるのじやないか、若し立場を要して他國であつたならば日本

○秋山俊一郎君 この問題は日米間の問題でありまして、日本はアメリカとの関係において現在のような立場にあります。たゞ、どうしても遠慮せねばならぬような立場に置かれておる。日本として何もこの問題でアメリカに遠慮する必要はないのであつて、アメリカは当然偉大な力を試験しておる。その犠牲は日本に求むるものといふことであるならば、その犠牲に対する償いは当然私は要求して差支のないものである。独立国として、たとえアメリカの援助を受けておつてもそれは別の問題である。生命財産の危険までも私は犠牲にする必要はない、こういうふうな考えでおります。殊にこの「かつお」「まぐろ」漁業というものは

今日日本人のやつております漁業のうちで一番採算のとれる漁業である。而もこれが外貨獲得に非常な役割を持つておる非常に重要な産業なのであります。その産業がこのような状態になつて参りまして、いわゆる漁獲の上の経費が非常に嵩まつて来る、又とつて来た魚には非常に手数がかり、その上に値が下る。又或いは輸出についてもいろいろアメリカからそういうたような三月一日以降の漁獲の製品については考え直さなければならぬといつたようなことによる値下りその他の問題も考へますといふと、今非常な脚光を浴びて立ち上つておりますところの「かつお」「まぐろ」漁業というものが大きな頓挫を来たさなければならぬのじやないか。そうなりますと、経営者、従業者のこうむる損害はかりでなく、日本の国としても大きな損害を受けることになりまして、この点は私は先ほどからかような行動によりまして無辜の他國の人たちに大きな損害を与えたるものに対しては、これを補償するところの義務があるのじやないか。若し義務がないとするならば向うは気の毒だからと言つて見舞金を出したらそれで済む権利があるのじやないか、若し立場を要して他國であつたならば日本

じやないか、どういふふうにかへるのではありません。強いて我々がアメリカに對してむづかしい難題を吹つかけるつもりもありませんが、かような大事な産業が非常な苦境に陥り、殊に人命にまで影響を受けて、場合によつては今何でもない人が又あとから病人にならんとも限らんような問題に對しましては、外務省としては十分十分肚を据えてこの問題の對策に當つて頂くことを特に私は要望いたしまして、一応質問を打ち切ります。

○千田正君 これは特に予算委員会では外務大臣に質問したのですが、外務大臣は当時要領よく逃げられたのでありますけれども、私は今秋山委員から質問されたことと同じような考えは勿論持つておりますけれども、それよりアメリカ側としては、日本の漁業というののに対する認識が非常に欠けておる。例えばアメリカの産業における水産業なんというものはほんのこれは遊びの漁業でしかない。罐詰業にしか過ぎないという観点があると思う。海洋において原子爆弾の試験をする、それによつて被害をこうむるのは日本の仮に水産業だとしても、これはアメリカに考えたら大したことじやないじやないかといふふうにも我々は考えられるのであります。というのはい何故かという、日本の水産といふ、いわゆる農業と漁業という二つの大きな日本の基礎産業といふものに對する考え方、アメリカでは殆んどこれは関心を払つておらない。そういう点からも私は今度の問題は、國が異なつてはるだけに、強くアメリカ側に反省を促すと同時に、要求しなければならぬことは飽くまで要求しなければならぬと

○秋山俊一郎君 小瀧政務次官が見えまして、お尋ねいたしますが、先ほどからお尋ねしておりましたように、この非常に広汎な区域というものが、或る一國の試験のために制約を受けて、そうして漁船が仕事をできない。のみならず、先ほど申しました陳情にもありました通り、非常な迂回をしなればならぬといつたようなことから生ずる損害というふうなものは、今後非常に大きなものになると思ひます。累積されて参りますと。そういう問題に対して、日本がアメリカに

○秋山俊一郎君 アメリカから何か言つて来ておりませんか。

感ずるのであります。

先ず第一に私が考えるのは、今度のビキニの日本の漁船の被害、或いは漁夫の被害、そういうたものに対して何らアメリカ側からは確たる賠償にしろ補償にしろ、そういうことをはつきりと明示して来ておられない。単に調査団をやつて治療するとか、調査しなければよくわからないとか、そういうことで確証を通告して来ておられない。而もそれがまだきまらないうちに直ちに第二の段階として、今度は広い範囲内におけるところの禁止区域を一方的に通告して来ておられる。これなどを見ると、うと、やはりまだ日本は眞面目であること、而もこの原子兵器の実験の犠牲には、当然日本側ではこのくらのこととは、或る程度負担してもいいじゃないかという考えがあらはれないかというほど誠に冷淡のようには思われな

い。そこで外務省の責任の地位にあるところのあなたに伺いたいのは、一体これはどうしたならばアメリカ側はこの我々の要望を入れるのか。先ず第一に、一体この禁止区域というものは正しいのかどうか。早く言えば、我々日本人から言えば、こういうところでやつてもらいたくない。原子爆弾の試験なんというものは、自分の領土内でやつてもらいたくない。自分領土内です。であるために、殊に今度のような災害をこうむつた場合には、我々は人道から言つても、強く日本の立場を主張しなければならぬにもかかわらず、主張しておられないようです。日本の外務省としては、而も被害区域が内であるとか外であるとか。先般も私は外務大臣に質問したのは、仮にア

アメリカのほうの原子委員会としましては、禁止区域を設定して、その中に

けるところの警戒措置をするのも原子爆弾の実験の最大の任務であることを強く唱えておる。そうすれば当然警戒措置があつたものと我々は見なければならぬにもかかわらず、我が漁船に對しても、我が日本に對しても、いつ何日こういつた方向に向つて危険な問題が起るから、この辺は通行しないようにとか、操業しないようにとか、我々は我々のほうで飛行機を飛ばして十分の警戒の衝に當るから、あなたのほうでも漁船に注意をするとか、或いは指導船なり、警戒船なり派遣して、十分に我々に協力して欲しい、こういうことは一度も言つておられない。現実に行つておるとするならば、そういうことがあつたかどうかというのをはつきり私は聞きたいのであります。これが單なる一方的に昨年の十一月か十月かに向うから通告しただけに過ぎないのであつて、それが平和に操業するところの漁業者に対しては十分にその通達を了解し得なかつたために、こういう悲慘事が起きておる。この点は一体どういふふうになつておるか。外務省は受難だのだけれど、それを水産庁から水産庁に通達したというだけに過ぎなかつたかどうか、その点はつきり聞きたいと思つておる。

○政府委員(小瀬彬君) 向うからの通告につきましても、過日のこの委員会でも申上げたと思つておられますが、外務省を通じての通達は一昨年の九月の十八日に行われたのであります。それまでもすでにこの危険区域を設定してそれが日本側へ通告されておるにもかかわらず、日本の漁船の一艘がこの

危険区域の中へ入つた事実もあるから、今後十分注意するようにと警告を發するようにという申出がありまし

たので、當時外務省から関係官庁、即ち水産庁とか、或いは海上保安庁とかいうような方面にこれを送りまして周知方を取計らつてもらつた次第でございます。それ以外には外交筋を通じては来ておりませんが、この水路部の關係においては随時その変更であつたときには日本側へ通知して来ておる。これが予備的警告の實際のこれまでの取扱われた実情であります。但し今お話のように、アメリカでもそれだけがあつてはななくして、当然日二九電装機を利用してこれに警告を与えるべきであつて、又与えなはずであるといふようなことを言つておる向きもあるくらいであります。米国内においてもただこちらへ通報して来ていただけで完全な措置であつたといふやうにも考へていないのではなからうかといふふうに見受けられるのであります。が、御質問の最後の点に對しては、けお答えするとすれば、結局我々の取扱つた警告というものは今申上げたものだけでございませう。

○千田正君 それで今度は明らかに日本側の調査によるといふと、禁止区域外においてこういう被害をこうむつた、当然これは日本としてはアメリカに對してこれらの賠償を要求すべき権利が私はあると思ひますが、この点について外務省としてはどう考へておられますか。

そして先方のほうに過失があるといふことを発見すれば、当然權利として日本は賠償を要求すべきものであるといふ見解を外務省としては持つておる次第であります。

○千田正君 とかくこういう調査に當つては、強者のほうは自分の言いなり調査をしたがるものであります。從來の長い、日本ばかりでなく、世界の外交歴史を見ても、結局強いほうは勝手な調査をして、勝手な理屈をつけることが多い。こういう問題のい

わゆる調査その他に對しては当然日本のほうからも共同調査を申込んで、現契におけるところの敵意な意味におけるところの調査をしたであらうと思つて、外務省としてはそういう点において申入れたかどうかといふことを私は外務省に伺ひます。

時の状況はどういうようなものであつたかといふことに對して照会し、又如何なる警戒の措置をとつたかといふことを申しましたのに対してはつきりした回答もしてありませんから、そういう事實について、そういう点を十分調査するとかいふ段階に至つておりませんが、その回答は近くもたらされるものと期待いたしておりますので、その上十分今おつしやいましたような点を考慮いたしまして米國との折衝に當る考へておる次第でございます。

○千田正君 私のみなならず、これは日本の國民がひとしく考へておることであるが、今後のビキニの問題を解決しもしないうちに、更に引續いて禁止区域の拡大を日本側に通告して来たといふことは、我々としてはこれは納得行かない。当然共同調査なら調査をして、日本側からの申入を檢討して、賠償なら賠償といふことを決定して、然る後にこれは次の段階に移るべきであつて、而も未だ前の問題が解決しておらないのかかわらず、直ちに今度は拡大したところの禁止区域を設定して来るというところは、これは取りも直さず日本に對しての侮辱だと私は思ふ。少くとも獨立した日本に對しては一応國と國との間の問題を解決してその次の段階にその拡張なら拡張を通告して、お互いにそれに対して協力し合ふといふのが、これが私は國際信義だと思ふのだが、その点についてはどう考へておられますか。

○政府委員(小瀬彬君) その点私は多少考へを異にするものであります。勿論まだ調査が完了いたしておりませんが、併しこの危険区域を適當な範圍にしないといふと非常に人命に危険があ

るということを考えて、これまでの調査は或いは不十分か知らないが、取りあえずの安全措置としてこれを設定することを考えたもののようにありますので、これは何も日本に対する侮辱とかいうような意味のものではないものと解します。本来ならば、従来通り新しい告示を出すだけでありまして、が、過般の重大なる惨事を起しましたからして、特に日本の在米大使館に対してこれを通告して来たというのでありまして、勿論実際問題としてはこの地方へ出る船舶とか航空機というようにものは日本が主でありまして、けれども、國際的に世界各國へ通告しなければならぬものに対して、特にこれまでの経過から考えまして、日本へ通告して来たというのであつて、法律的に言えば日本だけを自当てにした危険区域ではないのでありますからして、これで以て日本に侮辱を加えるという意思も勿論なかつたのでありまして、そういうふうな解するのは少し行過ぎではなからうかというように考えます。賠償問題は勿論まだ解決しておりませんが、それはいろいろ種類の被害も考えられることでありまして、ただ単に直接な、人に対する被害のみならず、今お話しになつておりました輸出の問題であるとか、或いはさかなの市場に対する非常なる被害というふうなものもありますので、これは早急に解決するということとは事実上むづかしいだらうと思ひます。こういうふうな考えからいたしますと、危険防止の措置を一応先方の取調べた中間的な調査の結果に基いて、そうしてそれを各國へ通告したと

いうものと解して差支えないように考えます。

も当然取上げなければならぬというように考えております。

した協議を進めておる次第でございます。

しつかり聞いておかなければいかんと思ひますが、こういうふうな問題が起きたために、恐らく拡大された南太平洋における漁場というものは、当然に縮小される。そこで私は先般、日・米・加漁業条約によつて決定されておるところの、あのラインにおける漁獲に對しては、或る一定の制限を緩和する方法の一つの外交政策としてあるべきだ。そこで一方において塞がれておるところを、一方において解放すべきである。折衝の過程において、北洋における制約された漁場に対する解放若しくは緩和という問題に對して、今後考えられるかどうか、この点を一応お聞きをしたいと思います。

〇千田正君 それはまあいつまで論争しておつても論議はお互いに観点が違つておつて、果てしがないと思ひますが、我々が常識程度に考えて見て、自分らが過つたものに對しては一応それに対しては賠償なり或いは謝意を表するなり、お見舞金なりをやつて、そして今までの自分らの行為に對して反省するなり或いは了解を求めるなりことをして後、今度は更に拡大するから協力して欲しいと、こういうのであるならば我々は考えられますけれども、さんざん迷惑をかけて何ら処置もしないうちに、お前のところへ又行つてこつちを勝手にやる、だからさういふことを協力してくれと言つてもこれは日本國民は承知しないと思ひます。外務省のそういうふうなお考えのあり方と、それから實際生産に従事しておるところの漁民の考え方とは、そういうものはどうもそこに食い違ひがあるのではないかと。我々はやはり何とかして一日も早くこの問題を解決して、さうして次の段階に移るべきであつて、むしろ外務省からはこの問題を解決するまでは次の段階の試験は待つてもらいたい、さう言つて行つてこそ初めて独立国としての外務省としての権限を遂行する意味においての正しいやり方ではないか。この点はどうですか。

〇政府委員(小淵彬君) 今米國側の回答を待つておる次第でありまして、これまでのおつしやいまして、さうな申入をいたしておりません。が併し近く第二次的な申入もいたしたいと考えておりますので、その際には今仰せになりました危険区域の問題など

〇千田正君 もう一つ、これが仮にこのまま遂行されるという場合において外務省として考えられるのは、又第二次の不幸な問題が起るのじやないか。これは私は小淵政務次官だつて考えるだらうと思ひます。私などは一晩も眠れないほど考えるのですが、さういふ場合に日本側としてはどうしたらいいのか。私はこれは外務省として当然共同警戒に當るべきじやないか、アメリカ側と。アメリカ側は少くとも自分の禁止した区域に對しては相当十分なる警戒をする。するのが當然の、いわゆるこの原子爆弾の試験の重要な任務の一つであるということとをアメリカの原子管理委員長が世界にそれを聲明しておる。アメリカ側が当然危険区域を警戒するのはこれは當然の義務である。同時に我々はそれを予防する意味において、なおこの日本の國民の被害を或る程度防ぐ意味においてこれは警戒措置には当然日本側も共同してこれに出動して、警戒船であるとか、或いは農林省の指導船とかさういふものを出してこの警戒に當つて、次に起るであらうところの、予想されるところの災害というものを防がなければならぬと私は思ふのだが、外務省としてはどういふふうな見解を持つておられますか。

〇政府委員(小淵彬君) まだ今後の対策につきましては先方へは申入をいたしておりませんが、關係各省とも十分協議いたしまして、さうしたことが絶対に今後起らないような措置を考えなければならぬと存じまして現にさう

〇千田正君 更に一点、これは最後に

〇千田正君 もう一点聞いておきますが、アメリカ側の、日本に對する今度の問題に對する補償であるとか賠償とかという問題についてはまだ決定しておらない、併しその賠償なり補償なるものが日本側において受諾し得ないところの少額な問題であつたとか、或いは當議的に考えても日本國民としては當然の權利を十分に主張し得るにかなかつたというふうな場合においては、獨立国の面目上更に改めて請求するといふだけの肚がまえは持つておられるだらうと思ひますが、當局としてはどういふふうに考えておりますか。

〇政府委員(小淵彬君) これは申上げてもなく、不十分であるというふうな場合には、當然請求を継続し、折衝をすべきものと考えております。例へばMSA協定にいたしまして、出たものを見れば、あたかも我々がアメリカの言いなりになつておるかのやうにお考えになるかも知れませんが、あれだけ長い間かかつて、とにかく日本側の主張というものを、不十分ではあつたかも知れませんが、徹底するため努力をして参つたわけでありまして、殊に今度の問題につきましては、援助を受けるかといふやうな立場の問題でもないで、決して今までもアメリカから遠慮をしたといふことは絶対にございませぬが、殊にこの問題は極めて重大なる問題でありますから、決してさうした遠慮をするというやうな心配はないというので、御安心をお願いいたします。

〇千田正君 更に一点、これは最後に

〇千田正君 私としては、観点が違つたところもありますが、今の最後の問題については、現在のいわゆるビキニ環礁から拡大された禁止区域は、これは

〇千田正君 更に一点、これは最後に

アメリカは世界平和を守るためと言いが、日本側ほどの程度に協力してよいのか、これによつて魚族が殆んど潰滅するかも知れない、更に身体に影響を及ぼす、更に民族の滅亡というように一つのきつかけになるかも知れない。これはとても魚族保護というところの問題ではなくて、将来の日本並びに世界の平和への問題に繋がる一つの大きな問題であるだけに、魚族資源保護などというようにこのみによつてこれを考えるべき問題ではないのであつて、どうかこの点を十分に考えられて、先ほどあなたが強く言つたように独立日本の外交というものに對して、自主性を持つたはつきりした国民の輿望を持つて立つてもらいたいということとを要望して、外務省側に対する質問は打切ります。

○木下源吾君 大變な事件が勃発になつたのだが、これは外務省としては、この問題を中心として改めて外交的な方針を何か決定しておりますか。

○政府委員(小淵彬吉君) この問題の重要性というものは我々も十二分に認識いたしておるのであります、今後調査の結果に基いていろいろの交渉をアメリカとしなければならぬと存じます。ただ先ず第一段階におきましては向うからいろいろ事實の通報を受けて、例えばどういふ警戒措置をとつておつたか或いはその日の風向なり、その日の、その際にアメリカ側はどの程度の実験をしたかというようなこと等先方に照会し、同時に日本でもできるだけいろいろの資料を集めまして、しっかりと足が地に着いたところの交渉もしなければならぬということもございいますので、今は先ほどから願ひに

御質問のこういう賠償を幾ら出せとか、或いは今後の措置をどういふふうにしなければならぬのだぞというふうなことは申入をいたしておりません。非常に重大な問題でありまして、各省とも緊密な連絡をとつて今後問題をどう処置して行くか、取りあへずはこの被害者を救済措置をアメリカと協力してやらなければならぬ。又いろいろ漁業或いは輸出に及ぼす影響等を如何にして最小限にとどめるかというところに最善を尽しているような実情でございます。

○木下源吾君 いや、そのことはさつきからいろいろお伺ひしてわかつているのですが、再びそういう危険なことをしないようにというさつき御答弁もあつたわけなんです。ただそれはその近所に行くとか、警戒して来たならば警戒によく注意しておれという問題では解決つかない。これは私なり、私の考えではああいう原子兵器というか、水爆というか、そういうものを用いないでくれ、使わんでくれ、そうしてそのことがなされない限りは、私はあなたがたは危険区域とかいうけれども、この危険区域は私は世界中だと思ふ。それは大小の差はあるでしょうけれども、直接のいわゆる放射能というものはこれは世界に私は影響していると思ふ。これは生物に對してもそういうものだと思うのだが、そればかりではないのです。そのような、この間も新聞でちよつと見たのですが、小魚がそれにかかつておればそれを食べた大きな魚、それを食べた又大きな魚というふうな連鎖でも拡大して行つて、一休時間的にもそれがいつになつたら終焉するのかもしれないことを

科学的にそう言われているので、これはそこへ行つて人間がという問題じゃないと思ふのです。これに損害だとか、賠償だとかいうその前に、根本の問題としてアメリカに對してかかる兵器、いわゆる戦争の道具ですね、こういうものをもう作らんでくれ、やめてもらいたい、まあそう極端でなくてもよろしいから、端的に言へばそういうようなことを日本政府がやる、やらんとかいうことを私は外交の根本の方針として、やはりきめなければ、今のうちに被害が余計あつたからそれに賠償をやらばいいとか何とかいうようなことではならぬのじゃないかと思ふのですが、そのことをお聞きしていただくわけですが、どうですか。

○政府委員(小淵彬吉君) 勿論原子力というものが平和的な目的にのみ利用されるようになるということは私も希望してやまないところであります。が、併し實際問題としてこの問題は米・ソ間でも随分これまで論ぜられたけれども結論に達していないというやうな状況でありますので、成るほど日本は被害国として最も発言力を持つべき立場にありますが、現在の国際情勢からすれば米・ソの關係如何によつて大きく左右せられるであらうと存じます。現に米・ソ間に話合ひも進んでおるようであります、直ちに希望するやうな解決が得られるかどうかはわかりません。そこで日本の現状からしましてこの問題に発言し得るとすれば、何としても今度の惨事の結果について十分調査し、又今度の事件に關連したあらゆる科学的な調査を整えた上で、これが本当にも太平洋における漁業を破壊するとか、或いは非常に強

度のものを利用せられていろいろな重大なる被害を与えたとするやうな点では十分きつていたしたならば、これは今後原子力の実験などを抑える上に非常に役立つ資料になると考えますので、何といたしまして第一段階としては、これに關連するあらゆる調査をできるだけ早く進めまして、そうした御指摘のやうな主張をなすのに都合のいい材料を持つというところに懸命の努力をしなければならぬだろうというふうな考へておる次第でございます。

○木下源吾君 まあ然らば、これの今のお話のやうな調査にはどういふことをおやりになつておるか、やろうとおしてあるか、やる方法等についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小淵彬吉君) もう御承知のやうにアメリカのはうも協力して現地である／＼調べておりますし、更に米國からも専門家が来るやうでありますから、日米協力いたしましてこの原子力実験に關連したい／＼な問題を探究して行くということになつて、それが非常な人道上の大問題であるというところがわかりましたならば、今の御指摘のやうな点を日本が主張するのには都合と思ひますので、現在はその意味で協力して調査が進められておるのであります。まあ私その専門のこととはわかりませんが、緊密な協力をして調査しておるやうでありますから、私どもの希望するやうな調査の結果が早く出て来るやうに期待してやまない次第であります。

○木下源吾君 アメリカと合同ということもそれは非常に必要であると思ひます、お話のやうに……。併しながら日本は日本で独自の調査がより必要じゃないか。現にあの医療の面などは非常な自信を持つて科学的にまあやつておる。そういう中に政治の面だけは協力してというだけで前進しておらんと思ふ、協力が……。それで一問一答をやつても時間がかかるばかりだからそういう時間を省いてほしいんですが、被害者は勿論のこと、これもお聞きしなければいかんと思ふけれども、あなたの範圍がどのくらいのことか私もわからん、外務省は……。聞くとおつて、東大に來ている二人は軽いほうなんだという話も聞いておるわけなんです。これも直接そういう目に見えた被害というものを別にしまして、それはあすこの魚が來た東京では販売停止したと書いておるのだが、これ売つたのもあるやうです。これは売つたか売らんか、それは別といたしまして、私の友人があつた十六日かな、晩にじやん／＼家へ電話をかけておる、そうしたら今晩何だ、それはすぐ捨ててしまわなければならん、食べちゃいかん、こういうつてあの晩に電話をかけておる、それから又ほかの友人の所へ今度は行つたら、いま僕らの所も今晩は皆やり出してしまつて……。これはそれにぶつつかつた二人の友人です。一人は田中君です。今館から電話をかけて……。それから猪俣君のところへ行つたのです。な捨ててしまつた、えらい目に會つた、こう言うのです。だからして、そういう被害までも調べたらどのくらいかかるかわからん。大體すし屋はもう破産してしまふ、あんなことをしていただんでは、仲買人は勿論のこと、いや

本場に。魚河岸のすし屋から、何から何まで影響する損害なんというものはどうして調べますか。こんなことはわかりきつておるんですよ。もうこれを何するならば、計算したつてそんなものはあんな表面だけです。この機会にあの原子爆弾をもう使わんでもいいという、使うべからざるものであるといつて向うが観念するまで出して行かなければ、日本中の損害はどのくらいか測り知るべからざるところです。今の問題だけでも……。そして斯が入つた、水が入つた船が、例えばそこら辺に、微菌が何か、放射能だとか何とかいうものは知らない、目に見えるか見えないか、音を立てるものか知らないが、これをやれば海全体が騒ぐなる、こういうことでしょう。それで水垢の入つたやつをそのままにしておけば、船は沈んでしまふ。手も足もつけられん問題じゃありませんか、あんなものは。その損害たるやとても、あんなたちは共同調査だなんて、そんなのんきなことを言つておられる問題じゃないと私は素人でも思うんだが、あなたはそう思わぬかね。そうして向うから言つて来るまでなんて待つていられるものではありますまい、実際のところ。それは私は余りのんきじやないかと思う。外務省はまあそれぐらいのところではないとお考えになつてゐるのか。それならば僕はほかの政府の人たちに聞こうと思ふのです。外務省は全く外務省として、もうすでに緊急事態ですよ、これはあんな。本場に戒厳令でも布くようにやつて、政府で方針を立てつて、これはもう何としてもこの犠牲は、広島、長崎で我々は平和憲法を持つた。この犠牲を再び繰返さない。

今度我々は永久に戦争をもうなくする世界にするくらの考えで、原子爆弾をなくするということを私はやるべきだと思ふのです。これはあんなばかりに言つたつてしようがないんだが、大臣がおれば大臣みんにそう話したいくらいです。僕は政務次官だから余計言つてゐる。政務次官を通して僕は政府に言つてもらいたいと思ふのです。今の疑問なんというのはまだそれは軽いですよ、あんなものは。これはあんなみんどの命にかかわるでしょう、全く。それで今第五福龍丸なんて言つてゐるけれども、きつと見えなくなつた船もあるのじやないか。みんな沈んでしまつた、そういうことをあんなたちちが考えないですか。これは外務省なんというのは……。あんなは違う、我々の同僚だから、私は余り言いたくないけれども、外務省なんというのね、まるで化石みたいなものじやないか、あんなの一体予研の話を聞いて見たり、明治神宮外苑で、君、独身将校の十五棟の兵舎を建てるなんて、まるで化石みたいなものだ。この間課長の奥さんがたを案内して、課長何を言ふかと言へば、協力の課長、家へ帰れば近所の家内には反対されて困るのですけれども、ここでは私はこれはもう信念でこうしておりますなんというふうなことを言つてゐるでしょう。これは化石でしよう、あんな。そういう外務省ではとても私はできないんじやないか。心配されてあなたがた皆さんで是非一つこれを解決するよになつてもいいんだなあ。それは私ばかりが家族があるんじやない。あんなもあるだろうから、あの問題なんといつたら本場に震え上つていますよ。これをア

メリカにどうすれば通するか、何が通ずるかが私は外務省の仕事じやないかと思ふのです。これは何もアメリカに敵対とかね、反米だとか、よく思われようとか、そんなものを超越してです、これはアメリカなんというものは、日本のことを、この間も私の同僚が歩いて来たというんじやがね、まるでわからないうんじやない、日本が、近藤君、これは私の同僚ですが、行つてつづつと組合とかなんとかといふものを案内されたんだが、わからんが本場だと言ふ。ここで一つ外務省が、この問題ならばもうわかりますよ。一つがつちりかかつてね、日本人はどれほど心配しておるか、どれほど一体これに危険を感じておるかといふことを本場にアメリカの国民の二人々々に徹底するように一つ外交方針を立ててやつてもらいたいと思ふんだなあ。ふだん言つたつてそれはしょうがありません。こういう問題が爆発したときには、もう丁度日本の疑獄が海に出たと一緒ですよ。いい気になつて、あんな、こんなこと、その尻馬に乗つて、兵隊をこしらえて再軍備やるとかなんとか、形式的のことを言ひ逃れる、そんな問題ではないですよ、あんな。これはまさに、あんなたち危険予防措置するなんと言ひますが、これだつて計算違いでしょう。周囲十里くらのところで飯にいいと思つたやつが、やつつけて見たら、三十里もということになるでしょう。とてもあんな、またこの次にもつと安全に実験してくれなうと言つたつてそれはできやしませんよ。それはとても。どうか一つ、次官はねえ。私の言つてゐるのは社会党が言つてゐるのでも何でもない

んです。実際、君、国民の不安というものを、そうして賠償するなら一日も早く、一日も早く、まあすし屋から魚屋、居酒屋の、あんな引揚者が、僅かな何でしょう、公庫から借りた資本でやつてゐるようなものから早く一つこれを救済してもらわなければ、これを救済してもらわなければ、あんな、今不景気がどん／＼進んで来ているのに、そんなものを、まあ私のような門外漢にはわかりませんから、あんなは外務省で関連することだけ熱心にやつておらんで、又次官会議とか何とかいふ、そういうときでも是非一つ早くやつてもらわんと。どうですか、一つそれをあんなやつてもらえるかどうか、それをまあお聞きしたいと思ふ。

○委員(森崎隆君) ちよつとその前に木下委員に申し上げますが、只今の御発言中、ちよつと私のほうでどうかと思ふ点がありますので、(木下源吉君「愚かつたら削つて置いて下さい」と述べ)適当にいたしますから。今の御質疑に対して。

○政府委員(小淵彬君) 御発言の趣旨は十分私も同感に思うところがございますが、あらゆる機会を捉えまして、又あらゆる方法でそうした趣旨がアメリカに徹底するような措置をとりたいと思ひます。

○木下源吉君 賠償損害のほうはどうですか。

○政府委員(小淵彬君) 損害につきましては今も御指摘のように、直接損害もあるし、間接損害もあるし、これについては正式に外交的な要求をする場合は相当正確を要する点もある、又つけ落ちがあつてもならないし、今そうした点は国内的にいろいろ連絡をとつ

て取調中でありまして、必ずそうしたものを出す機会が来るであらうと期待しております。ただアメリカのほうもその点につきましては、一昨日声明を出しております、事実があつた際には公正なる賠償をするというふうにできるだけ早く措置をとつて頂くような交渉をいたしたいと思ひます。

○木下源吉君 アメリカがやる前に日本でも必要なものはどん／＼やらなければいかんじやうと思ふんだが、それも一つ急いでやつて下さい。

○委員(森崎隆君) 今厚生省から本環境衛生部長が参つておりますが、外務省関係にも御質問はございませうですか。今ほかの委員会から要求されておりますから。

○千田正君 政務次官が他の委員会に呼ばれておるようで、私はここで質問を打切つたのではありません。今日だけに打ち切りましたが、外交折衝の進捗するにつれまして、我々の疑義のあるところについては、又お尋ねいたします。

○秋山俊一郎君 厚生省からお見えになつておるようですから、ちよつと二、三点伺つておきたいのですが、私はもう水素爆弾とか原子爆弾とかいふものに對する科学的知識を全然持合しておりませんので、変なお尋ねですけれども、今度の水爆によつて起つた放射能というものが、一体どういふふうにして存在をしておるものか。この間の話によりますと、上から火山灰のような灰が降つて来て、それが船の上の、或いは身体の上にくつて、その灰の中に含んでおるところの放射能が非常に影響した。それから又実際の単なる放射能のみが身体等にも影響を

に有害物がもくります」と、これは汚染の
の關係によつて強く薄められます。そ
ういたしますと結局は人体に害のな
い、何ら支障のない程度のものに相成
ります。これはあえて今回の灰ばかり
ではなく、すべて同様であります。又

空気中を飛散いたしましたとしてもこれは同様でございます。著しく薄められた場合には何ら支障がないわけではございません。なお私も似たしましては、只今御指摘のように、船体の中に僅かに極めて微量な放射能を発見し得ましたものは、多分これは海水から来るものであらうというように考えまして、目下水産庁のほうにお願いをいたしまして、各漁船から成るべく海の水をサンプルとして持つて来てもらうようにお願いをしておりますが、併しながらいづれにいたしましては極く僅かなパーセントにこれを証明したわけでありまして、それらのもは絶対に人体に支障のない程度のものでありまして、ただ学術的に一つの意義があるというだけでありまして、何ら危険はないものと考えております。それからなお補償の問題その他につきましては、これは厚生省だけの問題でございます。私も私どもとしましては現在福龍丸の乗組員の措置につきましては、特別にいろいろ手当をいたしまして、何ら支障のないように措置をいたしております。又現在荷揚げされる「まぐろ」の措置その他につきましても、補償問題その他は別として、取りあえずできました事態に對しまして、善処する意味で、大蔵省へ予算も請求し、或いは既定の人員等を適当に配置替えをいたしまして、万全を期しておる次第であります。なおこれらの問題を將來どう扱うかということになりますと、これらは一いついずれ外務省その他ともよく相談をして、この対策を立てる所存でございます。今はつまりそれらの問題が解決するのを待つておられませんか、取りあえず万全の措置を講じてお

る次第であります。
○秋山俊一郎君 もう一点私お願いをしておきたいのですが、とかく一般の大衆でも非常に神経過敏になつております。現在それでいゝゆるるに懲りて鰯を吹くといったようなことで、魚という「まぐろ」はもとよりその他の魚に對して今非常に怯えて食前にのせることを恐れておるといふのが現状であります。これは全く無用なことであるが、私も考えても南方から取つて来た魚は或いは危険を感じればあるのであるが、近海で取れた魚にはそういう懸念がないものでも、いわゆる神經的に非常に大衆の神經に過敏に對しておる。それが結局水産物の売行きのほうにも影響して来る点がありますので、今後厚生省でいろいろ検査をされることについては、当然やらなければなりません。折角落ちついても人体に何ら害のなかつたものをあつたとして新聞に書き立てますと、やはりまだあつたのだというふうな気持ちから魚の売行きも悪くなるし、結論としては人間の保健の上にも影響するので、我々は蛋白質の給源を魚以外には取れない日本人において、魚を避けるということになりますと、影響も大きいのでありますから、これらの問題の取扱は十分に慎重にして頂きたい。これは厚生省だけでなく、水産庁におかれましては関係当局が余り無用な刺激の内容を發表する点については一つ御注意願いたいと思つてゐます。これは水産に非常に大きく響いて来るから、特に私はお願いしておきます。
○政府委員(橋本正康君) 全く私も同様に考えておりました、そこで現

在では私も一々厳格な検査をいたしまして、福龍丸以外の魚はすべて何ら反慮その他の支障は毛頭ございませぬ。従つて一々私どもは検印を押しまして、安全だということを証明いたしまして出荷をいたしております。なおこれらの措置につきましては十分に国民に徹底するように、決して心配ないからもう安心して食べてくれということをしてラジオ、或いは新聞等で徹底を期しております。ところがこれが必ずしも十分に徹底を欠く憾みがございしますのみならず、国民の側から逆に非常に誇大な宣伝をされるというふうな嫌いもありまして、その点は甚だ残念に思つておりますが、これはすでにラジオのスポットニュースまでも動員いたしまして、或いは報道機関等にお願いして「まぐろ」に危険がないといふことを言つて努力をした次第でございます。これは勿論日本の水産業にも大きな関係がございしますので、特に厚生省といたしましては、国民栄養の立場からも重大な問題でありますので、今後一層努力を尽しまして、この危険のないといふことの徹底を図りたい所存でございます。
○千田正君 日本に独自の病がもう一つ殖えた。或いは文明病と言ひますか、過去においてはいろいろな病氣、梅毒から或いは結核或いは瘧疾、高血圧、いろいろ、今なか／＼進歩した医学でさえも容易に選別できないような病氣が相當あるわけですが、そういうものも増して原子病というふうな、而も日本国民が求めて得たのではなくて、逆に外国の実験その他のによつてこゝに一つ現われて来た。これは日本にと

つて大きな不幸なわけでありまして、この面に對しての一体厚生省として原子病に對するところの予防或いは治療、そういう面に對して特殊な施設を設ける意思があるかどうか。これは厚生大臣にお聞きしたいのですが、幸い今日は橋本さんお見えになつていらつしやいますから、その点厚生省としてどういふふうな考えているか。
もう一つは、ガイガー計數管は一体価格がどれくらいするか、アメリカでは普通の魚屋にしろ、どんな家庭でも、これは生物を扱うようなところでは用意されるくらい普及されているものであります。一体どれくらいするものか。
それから今五つの港に限定して帰還する船は上陸させるようにということとを指導しておるようでありまして、これは完全に今後とも実施されるかといふことは、我々にはこれは漁民の良識に待つよりほかないのでありまして、四海に廻らされておるもの、この日本の港は何百とありますので、そういうところのこの問題が今後起らないとも誰も仮定できないので、若しも金銭的に多額を要さないものであるとするならば、臨時支出を要求して、そういうところにあつた放射能の有無を検出する機械を備え付けて万全を期すべきだと考えているが、その点はどういふふうな考えているか。
○政府委員(橋本正康君) 今回の原子病疾患に對する対策でございますが、これは、只今お答え申し上げたように、現在発生いたしました患者につきましては、万全の措置を講じておりますが、今後かようなものを見通してどういふ一体対策があるかといふ

お尋ねでございますが、私も似たしましては、未だかような特殊な疾患に關しまして、確たる研究の成果を収めておらんのでありまして、取りあえず厚生省にはかねて研究協議会の組織を設けまして、広島、サンブル等を選びまして、これらの問題を研究をいたしておる段階でございます。なおこの研究協議会は、厚生省におきまして、特に予算を計上いたしまして、今後これらの治療対策を研究して行く予定でございます。いま、今回の事件に關しまして、一層これらの研究協議会の機能を活用いたしまして、目下研究に従事しておるわけでございます。なおこれから研究の成果がまだ結論を得ておりませんので、將來これに對して如何なる措置をとるかという問題は、いづれ研究に若干の結論を得てから対策を立てたいと存じておりますが、併しながら全体的に見ますれば、今後かような心配のない、かような必要のないことを私どもは願つておる次第であります。
次にこのガイガー計數管は、いろいろな種類がございまして、それ／＼使ひ方も若干違い、単位も違ふのであります。高きものになりますと三十万近くかかるのでありまして、現在各五つの港には、かようなものをいろいろ備え付けているのでございます。又現在「まぐろ」の缶詰で冷凍魚等が外国に輸出されておりますが、これにつきましても、一々この機械で検査をいたしまして、証明をして輸出しておるような次第であります。
なお私も、各府県を巡視いたしまして、五つの港以外にも、現在でも出廻る心配がありますので、これは指

導でございますが、できるだけ各府県にもお願いをいたしまして、かような機械を備え付けて、魚市場等において一応検査することを勧奨いたしております。ただ現在のところは、国内の生産と申しましようか、生産品が極めて僅かでございます。又在庫品も少い。十分に手が廻りませんが遺憾な点でございますが、併し今後かようなものは一層改善されて、更に生産も増加することと存じますので、やがては従来私どもが顕微鏡その他を使つておりましたように、こういったものも公衆衛生実施上の一つの有力な武器となるものと期待をいたしておる次第であります。

○千田正君　これは関連して聞くんですが、今一番困つておるのは勿論漁民であり、それから魚市場、仲買、更に困つておるものは小売、行商、こういうものに対して政府は、この何日間と休んでいる、それでなくても非常に中小業者の側は困つておる、そういうものに對しての融資とか、どうかというそういう方面のことを考えておられるかどうか。あなたのほうでわからないうとすれば改めて通産省に聞きますが、どういうふうにやつておりますか。

○説明員（永野正二君）　この問題が起りましてから食生活に關する徒らなる、何と申しますか、余り多き過ぎる不安を防止いたしますために今まで暨明な措置をとるように努力して参つたわけでございまして、この問題の影響が千田委員が仰せられるような營業上の融資その他の問題というふうに問題がまだ残つているのではないかというふうに私どもは考えております。

○千田正君 我々聞くのは、市中の魚屋さんですね。この連中はこゝ一週間というものは戸を締めてもう上つたりである呪うことは政府を呪い、我々国会議員を呪い、広く言えばアメリカさんを呪つておる。これでは社会不安を助長することになりますので、やがてはその声は相当大きくなつて来ると思う。こういう点をやはり慎重に考慮して、小売業の組合等からいろいろの問題が起きて来ると思いますので、その点は今から万全の措置を講じてもらうように案を立てておられるかどうか。これは通産省との関係があるでしょうから考えておいてもらいたい。

○委員長(森崎隆君) 只今の件に関連して私どものほうから一つだけお聞きしたいのですが、この問題では治療並びにそれに関連する緊急な問題はさつきお話がございましたし、人心の安定といえますか、魚価の安定、そういうつたような問題も大体お答えを頂いたし、それから外交関係も一応お話を頂きましたが、今千田委員から申された補償といえますか、補償というより日本政府による災害補償という問題がございませうね、これは急を要すると思ふのです。正式な補償は外交折衝の結果当然アメリカからこれは取るべきものだと思ひますが、それまでの間、現在どんなにしておるか、この点について何か御計画が、お聞かせ頂ければ、水産庁にお聞きしたいと思ひます。例えばあの埋めたる、処理したところの「まぐろ」は大体貰当り幾らで政府が買上っているか、或いは買上げようとしているか。又その金はいつ出するか。又船をあまして繋留したままにしておりますが、相當のこれは損害だ

るうと思ひます。これを果して政府で買上げて焼き捨ててゐるつもりか。あのまゝにして置いて、これが修繕その他について国が見てやるのか。毎日の生活の問題について具体的にどう考へてゐるか。こんなことを聞きますのは、従来私的な意味がやなくて、公的な被害を受けた國民に對する当然責任ある政府がこれに對して損害を補償する場合、もうあらゆる面においていつも遅れてゐる。演習場の問題なんかも端的な例だと思ひますが、二十七年度の損害補償というのはまだ支払われていないといつたような点もございしますので、この問題はこれは絶対に捨ておけないと思ひますのですが、政府による代償は具体的にどういふ計画で進みつつあるか、この問題をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(永野正二君) この問題の損害の算定というところにつきましては、これが間接的な影響までいろ／＼考へて行くといふことになりますると、非常に問題は複雑で且つ短時間ではなかなか結論も出ない問題だと思ひますが、少くとも第五福竜丸の船主並びに乗組員の皆さんに對する補償ということにつきましては成るべく十分な措置を、而も成るべく急速にとらなければならぬといふふうに私どもも考へまして、その点につきましてはいろ／＼調査を進めておるわけでございます。差当りの乗組員の医療及び家族の生活につきましては、船員保険法による業務上の災害といたしまして、できるだけの医療給付及び生活費の支出ということにつきましてはできるだけの措置をとるといふほうに關係方面と連絡をいたしております。なおこれによつても

差当りの生活に非常に支障があるというところでございます。これは政府として取りあえず代替の意味におきまして何らかの措置をしなければならぬいかとも存じておりますが、ただ具体的に損害の額を只今日本側だけで決定いたしますということは、今後で参らなければならぬ点もあるというふうに考えております。

○委員長(森崎隆君) 只今のお話はよくわかりましたので、対米折衝に関連しては、今全額払うという意味じやなくして、代替の支給というような形で、どんな形でもとれるのですが、問題は早く具体的をやつて参りたいと思いますが、別に期限的にはいつ頃までに大體暫定的な措置をするという見通しは今のところ言えませんか。

○説明員(永野正二君) これは事務的にな予算等は全然ないわけでございますので、問題はもう少し上のほうで大體局的にこの問題を処理してもらわなければならぬ性質の問題だと、こう思っていますので、早速お願いいたします。そういうような措置をとりたいと思ひます。

○委員長(森崎隆君) とにかく從來こういう損害補償は遅れがちでございますから、今回は特に一つ早く適當な費用を、暫定的なものをしてもらいたいというふうに思ひます。

それからこの問題について海上保安庁からその後何か變つた御報告はございませうか。ありましたら……。

○説明員(砂本周一君) 前回の委員会に入港船舶につきましてもいろいろ関

る状況調査を続けております。それで先ほど異常な不安を助長する発表は差控えたほうがいいというお話でございましたが、これは、ここに今申し上げますのは、折角の調査でございますから申上げますが、その反応の状況について私のどの調査は、先ほど厚生省のほうのお話がありましたように殆んど影響はないという意味だと思います。なお私の申上げます反応の状況について間違つておりますならば御訂正願いたいと思います。本日の午前八時まで中央に参りました状況でございますが、入港後調査いたしましたので、僅かなものが、計から放射反応のありましたものが、計十一隻でございます。この調査の内容でございますが、この事故のございました地点と幾ら難れておつたか、そしてその通過いたしました期日が何日であつたか、そして帰りました入港時日とそのときにおける反応の状況、こういうものでございますが、これは読み上げてもよろしいでしょうか。

○木下源吾君　どうぞ。

○説明員（砂本周一君）　第五福竜丸を基準にいたしまして、これは御承知のように、三月十四日焼津に入港いたしましたので、これは申すまでもございませぬが、三月一日その地点にありまして、まあ中心地だと思われる点から七十三カイリの距離にあつたわけでございませぬ。本船における反応の状況は魚と人体及び船体、いずれにも反応があつたことはすでにいろいろ発表されて通りでございますが、次に第十住吉丸でございます。これは船籍が三崎でございますまして、入港地は、二月十四日三崎でございます。この通過いたしま

したのは三月七日でございますが、ほぼ九百カイリほど離れておりました。これの反応状況は、魚と組板、それからびん玉というものでございます。これは漁業に使う浮きだと思ひますが、この三つに若干の反応がありました。それから大宮丸、これは船籍は静岡でございますが、入港がやはり三月十四日でございますが、三崎でございます。これは三月七日に通過いたしました。その地点は百四十カイリあります。反応場所が作業服、それから魚、木箱、桶、という桶か、どこかデッキにあつたのだと思ひますが、それから俊洋丸でございます。これは入港は三月十五日三崎、通過時日三月七日、その地点は一千四百四十カイリ、これには魚とそれから甲板——デッキでございます。それから先ほど申し上げましたびん玉。これに反応があつた。次は第十三海幸丸でございます。これは三月十六日三崎に入港、通過時日は三月十日、距離七百二十カイリ、これには帽子、それから作業服、雨衣、その他もう一点でございます。それから第十三丸高丸でございますが、これは三月十六日三崎に入港しましたが、通過は三月一日でございます。その地点が九百カイリでございますが、これには魚、それからカッターのようなものでございませう、デッキにありましたか。それから幸進丸であります。三月十七日に三崎に入港しました。通過地点、三月七日に千二百六十カイリ、これは帽子と魚でございます。それから第八福吉丸、これは三月十七日に三崎に入つております。通過時日は三月八日、その地点が千三百八十カイリ、これには作業服、それから雨衣、魚、餌箱、それから

第十一丸高丸でございますが、三月十七日三崎に入港、これは三月一日の地点が八百五十カイリ、これは魚、帽子、それからハッチカパー。次に第十一丸光丸、これは三月十七日東京に入つております。これは三月一日の地点が八百四十カイリでございます。これには魚、船体、というふうになつております。次に第十二丸高丸でございますが、これは三月十九日に東京に入つております。三月十日の地点が四百五十カイリでマスト、ロープ、もう一点でございますが、船体の外板でございます。これは大体報告に基いてまとめたものでございます。反応その他についてこれを事実と反するものがございます。……

○委員長(森崎隆君) これは一つ参考資料としてあとから頂けませんでしょうか。

○説明員(砂本周一君) これは差上げます。

○委員長(森崎隆君) 只今の海上保安庁の御報告に別に御質疑ございませんか。

○木下源吾君 今の諸々の反応は害はないだろうだがこれは販売しているのですからどうなんですか、魚なんぞは……

○政府委員(楠本正康君) このガイガー計数管というものは非常に使い方のむずかしいものでして、殊にこの放射反応というものはどういふ場合におきましても、地軸回転の關係でかなりの放射能が出ております。而も場所によつても違いますし、潮の満ち干き等によつてもこの地軸の關係から違つて参ります。従つてやればどこでも出る。そこで素人がこれをいじつて、例

えば早稲田大学の先生がすしを食べ、そのすしを調べて見たら出た。我々は慌てましてそれを調べて見たら、それは当然地軸の回転から来る放射能であつて、何ら支障のないことがわかつた。そんなうなことはかりでありまして、私も今は今までの検査をした結果によりますと、福竜丸の魚以外には絶対に出ておりませんから、これだけは一つ御安心あつて然るべきものと存じます。で私はその点を大いに強調いたしまして報道いたしているのですが、ですからこの点は非常にむづかしいものなんです。どうか御了承願ひたいと存じます。私先ほどその入つた魚については絶対に大丈夫ということを申し上げまして、只今海上保安庁のほうから又別な意見がございまして、これは放射能のあるようなものは困ります、食べられませんが、さういふものはございせん。ただ船体におきましては只今御指摘のやうに、若干極めて微量の放射能を証明し得たのです。併しこれとてもその船体の中に住んでおつて或いはその放射能を食べるというやうなことは困ります。が、外部的に受けても何ら支障のない程度のものであるというのを確認いたしております。従つてかやうな点は却つて混乱を起しますので、この際學術的な根拠を以てはつきりと申上げておきたいと思ひます。

○木下源吾君 私の今お伺ひしたのは、今こちらから海上保安庁の御報告の中に魚が影響しているというのがしばしば出てくるわけなんです、その処置をどうしたかということなんです。それをお聞きしておる。

○政府委員(楠本正康君) 私どもは魚

で危険のような魚は、これは一々食品衛生法に基きまして、これは市販に出ることを禁止いたします。併し厳格な検査の結果支障のないものは、これは勿体ない話ですからして、ちゃんと厚生省の検印を押しまして、丁度豚や牛に検印を押してあるやうに、一々検印を押して出荷いたしております。従つて現在東京その他に出ております魚類は、すべてあの南方から来る魚は全部検印が押されておるはずであります。検印が押されないやうなものはこれは出せないでありますし、福竜丸以外の魚で私どもがこれまで検印を押さずに出したものは一つもございせん。

○木下源吾君 その検印を押して出したらうが、今の保安庁の報告の中に、魚に影響あるという報告があつたのです。その分はどうなつたかというおる。検印したのかしないのか、大丈夫という……

○政府委員(楠本正康君) 私どもは勿論科學的な根拠を以て大丈夫ということとで検印をいたしております。福竜丸の魚だけは、これを廃棄処分いたしました。

○木下源吾君 そうするほどのくらい影響しておるか、おらんかによつて、あなたのお話なら検印を押すか押さなかまらうらしいのですね、そうじゃありませんか。

○政府委員(楠本正康君) この放射能は只今申上げますやうに、地軸の關係でどこにでも放射能を証明できない位置というものはないわけでございます。従つてこれが果して地軸關係のものであるか、或いは本当に原爆の被害による放射性物質によるところの放射能であるかというのを、區別して

判断しなければならぬということをして申上げておるわけでありまして、従つてさうな観点から判断いたしますと、今までの福竜丸以外の魚では危険はなかつたという事実を申上げたわけでございます。

○説明員(砂本周一君) 充ほどこの資料を發表いたしました、この基地にその關係の機關もあることでございます。私のほうは独断でございまして、私をやるに思ひます。従つてこの措置につきましては、漁獲その他は十分な完全な措置がされておると思ひます。ただいろいろ船の航海中の事情、その他について調査を出しておりますので、多少でもそれが原爆の直接の影響があつたかどうか、この報告には何もございせんけれども、多少でも出たことにつきまして、勿論直接接のほうは責任を以てやつたのではなくして、ほんの少しでも出たというのについての報告だと思ひます。従つてこれの影響につきましては、厚生省その他が十分現地におかれまして責任のある処置をされておると私ども承知しております。

○木下源吾君 その点はわかるんだが、その検査といひますか、調査といひますか、あなたのほうの調査はどこで、例えば大学だとか、試験所とか、どこでやりましたか。

○説明員(砂本周一君) これは出先に私のほうの機關がございまして、ただ船の入りましたその状況を、どういふ航路を辿つて航海して来たか、こういうことは本船で調べますればわかりますし、又航海日誌その他で一応参考まで調べておるわけござ

います。それでそのことについて何か関係あれば、当然事件直後でございまいから、関係機関も皆その船に出向くとか、その他関係をお持ちになつておると思ひますが、若し万一私のほうの関係だけが多少関係がある場所を通つたというところを知りました場合には、直ちに県で申しますならば水産課とか、当然の関係機関に連絡するようにということをお願いして調査をやつておりますので、単独で動いてはいない、かように考えます。

○木下源吾君 ところで調査したのがこの結果が出たのか、秘密であればこれは言わなくてもいいが……。

○説明員(砂本周一君) 秘密ではございせん。

○木下源吾君 そちらは厚生省ですか……。そうするとこれは厚生省の検査したのか、あなたの検査したところとは違ふのか、一つか、それをどちらからでもいいからお聞きしたい。

○政府委員(楠本正康君) 厚生省におきましては塩釜、芝浦、三崎、焼津、清水、この五港に農林省と相談の結果、船の御帰航を願ひまして、現在のところ漏れなくそこに入つて来ております。そこに専任の係官を十六日以来常勤させております。そして逐次その港に入る船につきまして検査をいたしております。なおその場合にどの距離を通つたかというようにことを確かめ、又同時に船体それから魚類、或いは乗組員の健康状態というものを逐次検査をいたしております。

○木下源吾君 ちよつと、そうするとその調査ですが、あなたのほうは違ふ別の調査ですか。

○説明員(砂本周一君) 実際の具体的

のことは報告の中にあるかも知れませんが、あれは恐らく調べましてもう現地の機関と連絡をとつておると思ひます。

○委員(森崎隆君) この点は海上保安庁自体にそういうような調査機関はないと思ふので、やはり厚生省その他とまあ緊密な連絡をとつてやつておるんだらうと解釈していいんじゃないかと思ひますがね。

○木下源吾君 解釈はね、もうよろしいけれども、今のお話は放射能というのは地軸の関係でどこにもあるのだ、こういうことに一般化してしまつと、それはそのような放射能であるのか、たとえば微弱であつてもそれは今度の何でしたかなあ、原爆が水爆か、それなのか、これをやらんと、それで同じ放射能でも片一方は、この地軸のほうは何でもない、却つてまあ棄になるかも知れなからんというようにことにもなるかも知れなからん。それは一体見分けがつくのですか。

○政府委員(楠本正康君) これは勿論この放射能は地軸の関係である、この放射能はこれは被爆の関係によるんだというところはつきり区別いたしまして、勿論……、そして専門的に見分けていたしまして結論を出しておるわけなんです。従つてどうか毎日たくさん魚が入つております、これらのものは厳格に厚生省が責任を持つて検査いたしております。どうか御不安なくお願いをいたしたいと存じます。その点私責任を持つて申し上げられると存じます。

○木下源吾君 厚生省の検査はそれは信用するのですよ、するんだけれどもこの程度ならばいいんだということですね、放射能がこの程度ならば食つてもいいんだ、かかつてもいいんだと、こういうことが一体限界がないとなあ、不安でやつぱり……。

○政府委員(楠本正康君) 魚類そのものから放射能が仮に僅かでも出れば、これはまだ研究がしてございせんから私もこれを廃棄処分をいたすことになつております。ただこの辺にありまして、地球上にある放射能を以て廃棄することはこれは行過ぎでありますからさうなことはいたしません。なお私先ほど船体に微量の放射能を証明したと申し上げましたのは、これは船体それ自体に放射能を持つておつた、こういうことを申し上げたのでありまして、これは勿論注意すべき問題だと思ひます。併しこの放射能は必ずしも人体に危険のあるほどのものではなかつたので、別に人の手当はいたしませんで、そういうことを申し上げておるわけです。

○木下源吾君 それでは、私は無理にそれを聞き質そうとするのではないんだがね、今度の放射能というものはこの前の広島の場合と同じなんですか、放射能それ自体が。

○政府委員(楠本正康君) これは放射能物質の差によつて放射能は違つて参ります。恐らく広島の場合のとは違つた性質のものだらうと想像いたしております。

○木下源吾君 そうすると同じ放射能でも違つておる、そうすると新たに地軸の変化で出るといふ放射能と、これは違ふということも言われるのですし、出る物質によつて違ふのですか。

○政府委員(楠本正康君) 地軸から出

ている放射能のために……、機械によつては立派にこれは見分けがつくわけでございます。機械によつてこの放射能は地軸から来ている放射能、これは放射物質から来ている放射能だということを立てる見分けがつかず。ただその広島の場合の放射物質から出る放射能と、今回のものについてはこれは多分異なつたものであるというところを申し上げておるわけでございます。

○木下源吾君 そうすると地軸から出るのとは一定のものではないんですね、そうじゃないですか、その放射能というものは。

○政府委員(楠本正康君) 私先ほど当初にお断りいたしましたように、放射能は極めて最近の学術でして、極めて複雑なものであります。従つて私の地軸放射能についての本体をここで申し上げることはできませんが、併しなから地軸放射能というものは、これはどこにも宇宙に存在しているもので、併しなから今問題となつておるのはさうな放射能ではなくて、放射物質が附着することによつて出て来るところの放射能が問題になる、こういうことを申し上げておるのです。

○木下源吾君 海上保安庁の今お話になつた魚屋とか、或いは作業者とか、或いは帽子だとかいうようなものの反応は、それはことごとく地軸の放射能といたことが言ひ得られるのですか。

○政府委員(楠本正康君) かようなものはまだ私どもは報告を受けておりません。いづれ調査いたしまして、もう一応一つ厳格に調査いたしたいと存じます。私どもが今まで現地から報告を受けております魚類その他につきましては、さうな報告は受けておらん

というよりも人体に支障のあるようなものはないという報告を受けております。ここに農林省もお見えですが、恐らく農林省も同様な報告を受けておるだらうと思ひます。

○説明員(永野正二君) その魚の検査につきましては、それは事人間の命に

関係する問題でございまして、私どももいたしましては専門の厚生省と連絡をとりまして、検査をしてもらうように措置をいたしたわけでございまして、現在まで毎日厚生省のほうで責任を持つて日報をお出しになつておりますので、それで以て精密な結果を出しておるというふうに考えております。

○木下源吾君 日報なんというものはこれは危険がないというだけのものだらうと思ふ、実際のところは……。ただ私のこうしてしつこく聞いておるの、こちらの話を聞いておると、何艘か来た魚の中に放射能があるやつとないやつがある。そうすると地軸の何とかがんとかというのであればあるなら皆ある……、幾らかでもあるのとないのとがあるからそれを聞いておる。今度の爆発のじやないかとまあ想像するわけですね。そして又お話を聞いておると勿体ないからこれは食つてもいいだらう、こんなことならばとても不安でどうにもならない。

○委員(森崎隆君) この問題、木下委員に申し上げますが、保安庁、水産庁、厚生省、もう少しよく連絡をして頂ければ、結論が出る問題じやないかと思ひます。ですから次回に……。

○木下源吾君 心配だから私は絶対に食わない、ほかの人は食うかも知れせんけれども、私は食わない。そんなもの食わんでも生きて行かれるのだから

第三十部 水産委員会会議録第十四号

昭和二十九年三月二十二日【参議院】

一三

ら、あんな不安なものはない。だから大丈夫なら大丈夫で、こういうことがもう少し科学的根拠の上に立つて素人でも、うちの家内でも或いは又宿屋の女中でも説明ができるようにもつと簡単にできませんか。

○委員長(森崎隆君) 次回に統一した御返事を頂くようにいたします。

○木下源吾君 こちらの話を聞いて見ると多くの魚の中にはあるやつとないやつがあるのだね、そうなるものないのね……地味なら皆一編になる……。

○政府委員(楠本正康君) 事食べ物の安全性につきましては厚生省が所管事項として責任を持っており、而も今回の問題は極めて国民に及ぼす影響が大きいので、特に従来していなかつたのですが、すっかり水揚げ等で検査もいたしまして、而も検印を押して安全を保証しておるわけであり、ですからどうかかような措置に御安心願つて一つお召上りを願いたいと思ひます。

○木下源吾君 私は厚生省疑うわけじゃない、今も私は、別の部屋で決算委員会をやつて……、そうして安心しろなんてばかり言つておつて、あれを見ると麻袋を十三億ばかり買つて八億何千万円ばかり損して、どうも落込みませんでしと云つておる。今廣川君、根本君がやつて来た、そうしてその元の長官がやつて来て……、ですから私は実際心配するのだよ。だからあなたも信用しないというのじやない、信用するのだから、これからもう大丈夫、押してへつこものは脚気だ、へつこまないのは脚気じやないの、素人でも誰でもわかるように一つ説明ができるようにお願いしたい。

○委員長(森崎隆君) その問題は次回に一つ問題として……。

○木下源吾君 今の話聞いているといふとどうもこつちの話をそつちの話と違つていて心配なんです。だから、何もむづかしいことじやない、私も勿体ないことも知つておるけれども、命をとられるのだから、勿体ないもいやしからという昔から言葉がある。そうするとそれで参つちやう。(笑)それは笑ひ事じやないの、だけれどもね、是非そこを安全にして下さいよ。

○委員長(森崎隆君) それでは只今し問題は……。

○木下源吾君 さつき私が聞いたのは今大学に入つておる者以外はひどい、そういう何でしたか。

○委員長(森崎隆君) その被害者の被害以外の病気というお話がございまして、これは相当根拠がない場合に一応速記から取除いて頂かないと又誤解があるといふ、その問題でございします。

○木下源吾君 ああそうか、今伺おうと思つたけれども、よう。

○委員長(森崎隆君) この件につきましては本月は一応質疑をこの程度で打ち切ることになります。

○委員長(森崎隆君) なお時間の関係で第四の議題に移りたいと思ひます。水産業協同組合法の關係省令に關する問題を議題といたします。省令の問題につきまして水産庁から現在の内容……。

○説明員(立川崇保君) 先般成立をいたしました水産業協同組合法の一部を改正する法律に基き省令の内容、大體の考え方について御報告を申し上げたいと思ひます。

この法律の第百条の八によりまして、「共済会は、毎事業年度の終において、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ」といふことになつております。そこでその責任準備金の積立方を省令で定めるといふことに相成ります。只今お手許に参つております案が、我々の考へております省令の内容であります。これを各条につきまして御説明申し上げたいと思ひます。先ず全体を通説いたしますと、

水産業協同組合法による共済会の責任準備金の積立に關する省令(責任準備金)

第一条 水産業協同組合法第百条の八の規定により、共済会は、毎事業年度の終りに於いて、それぞれ左の金額を責任準備金として積み立てなければならぬ。

一、当該事業年度において収入した共済掛金のうちまだ経過しない期間に對する金額

二、当該事業年度において収入した共済掛金の百分の三以上に相當する金額

(未経過共済掛金)

第二条 前条第一号の準備金の額は、

当該共済期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして、月割でこれを計算するものとする。

(異常危険準備金の取りくずし)

第三条 第一条第二号の準備金については、当該事業年度において、支払つた共済金の総額が収入した共済掛金の百分の五十に相當する金額をこえたときは、第一条の規定にかかわらず、第二号の積み立てをせず且つその超過額に相當する金額を前年度までの積立金から取りくずすことができる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

先ず責任準備金といはしまして、法律の命するところによつて積立てますものは二種類があるのであります。その第一のものは未経過保険料、未経過共済掛金でありまして、つまりまだその事業年度ではその共済掛金の対象となつていない保険事故分があるのであります。その部分は当然翌年度の危険に充當すべきものでありますので、そのものは積立てて次の年に準備をする。例えば昭和二十八年五月十六日に一年分の共済掛金が来たとき、こゝういたしますと、翌年昭和二十九年の五月十五日まで共済の対象になるわけでありまして、事業年度が四月の一日から三月の三十一日までといはしますと、昭和二十九年の四月一日から五月の十五日までの分は未経過共済掛金部分でありまして、これは積立てる。それからその次は当該事業年度において収入をいたしました共済掛金のうち百分の三以上の金額を危険の準備と

いうわけで積立てておくということにいたすわけでありまして。この省令は法人税法の關係と非常に密接な關係を持つものであります。法人税法のほうにおきましては、これに對照して所要の改正を加えて、責任準備金を積立てたものについては損金と見て法人税をかける対象にしないということによる予定であります。その法人税法の大體の内容は共済掛金の最初は一割といふものは当分の間損金に見ておくといふような工合に規定をする予定でありまして、ここで百分の三以上、こゝう書いてございしますが、實際は当初五年の間は、一割くらいの積立をして行くといふことができる準備をしておるのであります。

次に第二条のほうに参りますと、これは第一号の準備金の計算の仕方でありまして、先ほど例を挙げました昭和二十八年の五月の十六日に、一年間の契約で共済掛金を始めたといふ共済掛金をやつたといふ例を挙げましたが、その場合には未経過部分は申しましたように、四月の一日から五月の十五日までになります。これを一月日割で計算をいたしますと、非常に煩雜になつてまいります。これを月割計算にするといふやり方をとつたわけでありまして、このやり方については、いわゆる二十四分と十二分といふのがあります。その半月割計算というやり方をとりませんで、こゝは月割計算のやり方をとりまして、従つて今の例で申しますと、始期の属する月の翌月でありますから、五月の翌月、つまり六月の一日から始まつたものとみなしてしまふ。そこでこの共済月割は四月、五月といふ二カ月分を以つて積立金とする